

「臓器提供意思表示欄」について

東京都後期高齢者医療広域連合

臓器提供の意思表示について

臓器の移植に関する法律の改正により、移植医療に対する理解を深めていただくことができるよう、資格確認書に「臓器提供意思表示欄」を設けています。どなたでも意思表示をすることができます。

意思表示をするかどうかは、被保険者ご本人の判断によるものであり、必ずしも記入する必要はありません。また、意思表示の有無によって、受けられる医療の内容に違いが生じることはありません。

意思表示欄保護シールについて

「意思表示欄保護シール」は、資格確認書（裏面）の臓器提供意思表示欄の記入の有無にかかわらず、上から貼り付けることで内容を他人に知られないように保護することができます。

↓ ここからはがしてお使いください

ご不明な点については、下記の窓口にお問合せください。

■臓器提供に関するご質問・お問合せ

（公社）日本臓器移植ネットワーク

フリーダイヤル：0120-78-1069（平日 9:00～17:30）

ホームページ：https://www.jotnw.or.jp

■資格確認書に関するご質問・お問合せ

東京都後期高齢者医療広域連合お問合せセンター

TEL：0570-086-519（平日 8:30～17:00）

FAX：0570-086-075

意思表示欄の記入方法

記入する際は、ボールペンなどの消えない筆記用具をご使用ください。

①意思の選択

自分の意思に合う番号にひとつだけ○をしてください。

- ・脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも臓器を提供してもいいと思われる方は、1.に○をしてください。
- ・脳死後での臓器提供はしたくないが、心臓が停止した死後は臓器を提供してもいいと思われる方は、2.に○をしてください(この場合、法律に基づく脳死判定を受けることはありません)。
- ・臓器を提供したくないと思われる方は、3.に○をしてください。

②提供したくない臓器の選択

1.か2.に○をした方で、提供したくない臓器があれば、その臓器に×をつけてください。

なお、提供できる臓器は、それぞれ以下のとおりです。

- ・脳死後 … 心臓・肺・肝臓・腎(じん)臓・脾(すい)臓・小腸・眼球
- ・心臓が停止した死後 … 腎(じん)臓・脾(すい)臓・眼球

③特記欄への記載について

- ・1.か2.に○をした方で、皮膚、心臓弁、血管、骨などの組織も提供してもいい方は、「すべて」あるいは「皮膚」「心臓弁」「血管」「骨」などと記入できます。
- ・親族優先提供の意思を表示したい方は、「(公社)日本臓器移植ネットワーク」ホームページ等で要件についてご確認いただいた上で、「親族優先」と記入できます。

④署名など

本人の署名及び署名年月日を自筆で記入してください。
可能であれば、この意思表示欄に記入していることを
知っている家族が、その確認のために署名してください。

保護シールの貼り付け方法

意思表示欄保護シールは、右図のように、資格確認書
(裏面)の意思表示欄と署名欄が隠れるように上から貼り
付けてください(意思表示を確認する際にはがします)。

備考	見本
※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。 記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。	
ここに貼り付けます (意思表示を確認する際にはがします)	